

米軍人による強制わいせつ致傷事件に関する意見書

去る 8 月 18 日午前 4 時 30 分頃、那覇市内において、在沖米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生し、県民に大きな不安と強い衝撃を与えている。

女性に対する強制わいせつ事件は特に悪質であり、人間としての尊厳を蹂躪し、精神的にも肉体的にも大きな苦痛を与えるものである。

当該事件は人通りの少ない早朝に行われ、背後から引き倒す等、その手口も弱者に対する卑劣きまわりない行為であり野獣のような蛮行である。

復帰後の米軍関係者等による犯罪件数は、平成 23 年 12 月末時点で 5747 件にも上る。このような行為は「日米地位協定」における不平等な米軍優先保障の実態が占領意識を助長し米軍関係者による事件に影響していると言える。

わが町議会は、これまでも米軍人、軍属等の事件事故が発生するたびに再発防止策、綱紀粛正、教育を徹底するよう強く求めてきた、それにも関わらず、我々の抗議をあざ笑うかのように又も今回の事件が発生した。米軍と関係の深いわが町でもこのような犯罪が起こる可能性は小さくはない。

よって本町議会は女性の人権・県民、町民の人権・生命・財産を守る立場から今回の事件に対し怒りをもって厳重に抗議すると共に、下記事項の実現を強く求める

記

- 1 被害者に対する完全保障と、心身へのケアを徹底して行うこと。
- 2 加害者に対する厳罰を求める。
- 3 実効性のある抜本的な防止策を講じること
- 4 米軍関係者の優先を保障する「日米地位協定」の抜本的見直を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省沖縄大使、沖縄防衛局長、
沖縄県知事